

Title	近世コーンウォールにおける議員選出： 皇太子評議会による選挙干渉とリスカード都市自治体の対応を中心として
Sub Title	Some aspects of the selection process of MPs in early modern Cornwall : prince's council electoral interference and reaction by the borough of Liskeard
Author	仲丸, 英起(Nakamaru, Hideki)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.84, No.1/2/3/4 (2015. 4) ,p.493(493)- 522(522)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第1分冊) 論文 西洋史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150400-0493

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世コーンウォールにおける議員選出

——皇太子評議会による選挙干渉とリスカード都市自治体の対応を中心として——

仲 丸 英 起

第一章 問題の所在

本稿は、近世イングランドにおいて王権主導で行われた下院議員選挙への干渉策と、これに対する地方側の反応を検討することで、同時代における政治力学様態の一端を具体的に抽出し、同時にその変遷についての示唆を得ようとするものである。

本章では、本稿の意義を明確にするために、近世イングランド議会をめぐる研究史について簡単に整理してきた。¹⁾二〇世紀中葉までの研究動向においては、政治的主体としての国王と議会という枠組みを設定した上で、両者の関係性を問う議論が支配的であった。概括的に述べれば、J・E・ニールやW・ノートスタインらが一七世紀における内乱の原因をエリザベス治世期にお

ける議会勢力の伸張に帰す単線的な発展段階論を唱えたのに対し、これを批判したG・R・エルトンやM・A・R・グレーヴズらいわゆる修正主義者たちは、国王と議会は基本的に協調して立法作業に当たっていたのであり、議会は中央・地方の政治国民の接点として機能していたと主張したのである。²⁾

だがこうした伝統的な枠組みにおける議論は、国王・政府と議会双方があたかもそれぞれ一枚岩の存在であるかのような前提に立つて展開される場合が多く、各々の内部に存在した多様性を捨象してしまう嫌いがあった。とりわけ、議会下院には各地域から最大で五〇〇名近い議員が選出されていたにもかかわらず、彼らが何を目的として議員となったのか、また選挙区がどのようなプロセスで議員を選出し、彼らに何を期待していたのかにつ

いては、必ずしも実証されてこなかったのである。そのため、一九八〇年代以降の研究の焦点は、地方にとっての議会の意義、また議員に選出された人々の実態の探求へと移行していった。

すでにニールが提起していた都市選挙区への「ジェントリの侵入」論を事実上継承したD・ハーストやJ・H・ヘクスターは、国政に対する意識の高まりが選挙戦におけるイデオロギーの重要性を増加させ、このことが定数より多い候補者が立候補する競争選挙の増加につながったと主張した。³これに対してM・キシランスキーは、同時代の大部分の選挙は各地域における有力者の地位が確認される「社会的選択」の場に過ぎず、世論やイデオロギーはさほど意味を持たなかったと論じた。⁴さらにJ・K・グルーエンフェルダーは、国王や貴族がかなり高い頻度で選挙に影響力を行使していたことを実証した。⁵

これらの議論は、一九六〇年代以降に進展していった地方史研究の流れに倣さすものでもあったが、それゆえの問題点も抱えていた。⁶すなわち、ハーストとキシランスキーの対立に顕著なように、特定の事例を取りあげて議論を組み立ててゆく際に、論者のア priori な立場

によって地方と議会との関係の一面のみが強調されてしまふ危険性が高かったのである。こうした問題点を克服するために、著者はこれまでに網羅的な統計分析にもとづきエリザベス治世期における下院議員の選挙区移動様態の包括的な把握を試みてきた。その結果、選挙区のタイプごとに選出されている議員の特質が大きく異なっているという知見が得られた。すなわち、州選挙区では州内の有力ジェントリが議席を争い、大都市選挙区では都市内部の有力者が議席を独占し、中小の選挙区はパトリオンに指名された下位ジェントリや法律家などが頻繁に渡り歩くための議席を提供するという、大局的な傾向が見られたのである。⁷また、同様の手法にもとづいてエリザベス治世期から初期ステュアート朝期における下院議員の選挙区移動様態を時系列的に分析した結果からは、議員選出において作用する要因の種類・強度が選挙区タイプで異なっていたこと、さらにエリザベス治世期には均衡していた外部勢力の影響力和都市の自律性が、初期ステュアート朝期に入って崩れていったことが確認できた。⁸

本稿では、以上のようなマクロな視点から得られた知見を、改めて地域というミクロな視点で捉え直し、両者

の収斂する結節点に近世イングランド議会像を抽出することを目的とする。そこで次章以降では、コーンウォール都市選挙区に焦点を当てた具体的な検討を試みる。同州はイングランドの辺境に位置し、他州と比べて人口密度も稀薄であるにもかかわらず、一六世紀中に議席が大量に創設されたこともあり近世を通じてイングランド中で議席数が最も多い州となった。⁹⁾それゆえ、選挙戦においても外部の影響を受ける可能性がきわめて高く、後述するようにエリザベス治世期においては外部出身者比率が実際に相当高かったのであるが、それにもかかわらず都市側の主体性が見られるようになっていったとすれば、同時代における政治力学をより明瞭に抽出しうえると思われるからである。

近世コーンウォールの選挙戦が外部の影響下に置かれやすかった状況それ自体については研究者間で異存は少ないが、どのような要因が強く作用していたかについては議論が分かれている。¹⁰⁾この問題に関する研究に先鞭を付けたG・ハスラムは、一六世紀中にコーンウォール公領(Duchy of Cornwall)管轄下にあった選挙区の当選者における地元出身者比率が低下する一方で、それ以外の選挙区の当選者においては逆に上昇していること、また一

七世紀に入って皇太子評議会(Prince's Council)が設立されたこと、などを根拠にこの時期を通じて一貫して公領の影響力が強大であったと主張している。¹¹⁾他方で、J・チノワスは一六世紀中において議会が関心を集める対象ではなかったために地元出身議員が少なかったのではないかとし、A・ダフィンが宮廷内の派閥争いがコーンウォールのジェントリ間にも大きな対立を生み出し、これが一六二〇年代における各都市の選挙戦に大きく影響していたとしている。¹²⁾

筆者はこれらの議論をより客観的な基準を設けて検討し直すために、別稿でコーンウォールに特化した統計的分析を行った。¹³⁾その結果、予期されたように同州で選出される議員は他州と比べて頻繁に選挙区移動を繰り返す外部出身者の比率がきわめて高かったこと、ただし一六世紀後半からは地元出身者の比率が上昇していったことが明らかになった。この現象を大局的な観点から見れば、エリザベス治世期には一般的であった貴族と地域社会との非公式な紐帯として各選挙区の議席が活用される機会が減少してゆき、逆に王権が直接行使され始めたことに對して地方が反発を強めていった過程として捉えられるが、別稿ではその内実まで十分に分析できたわけではな

かった。それゆえ本稿では、一六二〇―二一年と一六二四年に皇太子評議会が行った選挙干渉と、それに対する都市選挙区側の対応についてより具体的なレベルで分析を行い、これを従来の研究史に接合してみたい。

第二章 近世コーンウォールにおける地方統治

a. 行政機構と政治状況

本章では、まず近世コーンウォールにおける統治構造と政治状況についてごく簡単に整理する。¹⁴次に、一六二〇年代に二回にわたって行われた皇太子評議会による議員指名のプロセスとその結果について概観したい。

同時代のコーンウォールには複数の行政組織が存在し、他州と比べて複雑な様相を呈していた(図1参照)。¹⁵中世以来の行政単位である州には、州長官(Sheriff)や治安判事(Justice of the Peace)のほか、一六世紀半ば以降には統監(Lord Lieutenant)がおかれていた。また行政組織としてのコーンウォール公領には、管理官(High Steward)、副管理官(Deputy Steward)、会計検査官(Auditor)、収税官(Receiver-General)などの官職がおかれ、公領に含まれる所領の運営に当たっていた。¹⁶さらに、イングランドのみならずヨーロッパ有数の

すず産地であったコーンウォールでは、すず採掘を統轄する組織としてスタナリが存在し、ここにはスタナリ長官(Warden)、スタナリ副長官(Vice Warden)、監督(Steward)などの官職がおかれていた。¹⁷

コーンウォール公爵には成人に達した男子の王位継承者が慣習的に就くことになっているため、これに該当する人物を欠いていたテューダー期にこの爵位を保持する人物は存在しなかった。それでも王権は公領を自らの出先機関として活用することで、他州以上に直接的な権力の行使を試みた。公領の管理官に就いたのは中央の貴族であり、さらに同一人物がスタナリ長官と州統監を兼任する場合が多かった。したがって、一七世紀初頭まではこれらの官職を兼任している人物が見かけ上コーンウォール行政機構の頂点に立つことになった。ただし、管理官やスタナリ長官の権限を日常的に行使し、同時に治安判事としても地方行政の業務を遂行するのは土着のジェントリたちであり、その点において彼らは実質的な影響力を有していた。

一六世紀中葉に中央から派遣されて上記の主要官職に就いていたのは、第一代ベッドフォード伯爵ジョン・ラッセル(John Russell, 1st Earl of Bedford)、第二代

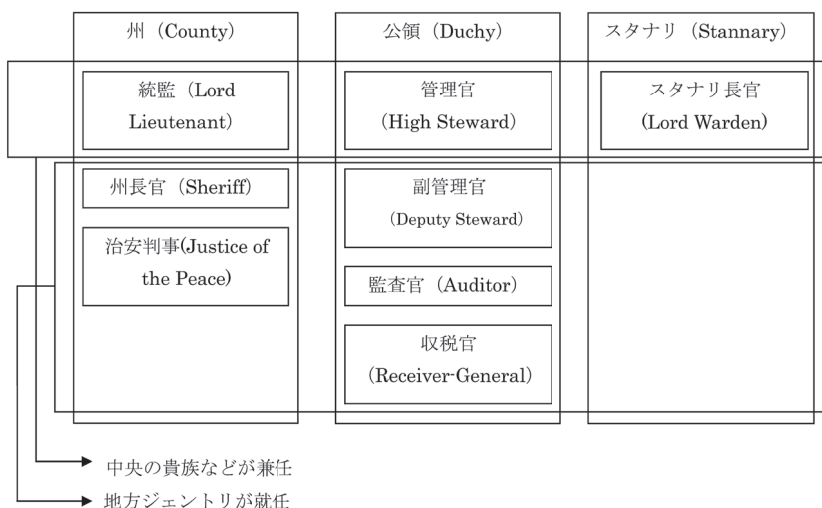


図1 コーンウォール地方の行政組織

ベッドフォード伯爵フランシス・ラッセル (Francis Russell, 2nd Earl of Bedford) の父子であった⁽¹⁸⁾。その後ウォルタ・ローリ (Walter Raleigh) が同様の地位に就くも、ベッドフォード伯爵父子ほどの影響力は発揮できないまま、王朝の交替を迎えることになる⁽¹⁹⁾。一六〇四年には第三代ペンブルック伯爵ウィリアム・ハーバート (William Herbert, 3rd Earl of Pembroke) がローリの跡を襲ったが、この時点ではやはり強大な権力を掌握できていたわけではなかった⁽²⁰⁾。

こうした状況下で、コーンウォールの権力構造に大きな変化がおとずれる。一六一〇年に国王ジェイムズ一世の長子ヘンリが成年に達し、チェスタ伯爵 (Earl of Chester)・コーンウォール公爵 (Duke of Cornwall)・プリンス・オブ・ウェールズ (Prince of Wales) となったのである。そしてそのハウスホルドと爵位に付随する所領を運営するために皇太子評議会が設置され、王権が公領に対して有力貴族を介さずに権力を行使する体制が整えられたのであった⁽²¹⁾。ヘンリは一六二二年に急逝したため皇太子評議会は一旦解散されたが、ジェイムズの次男であるチャールズが一六一六年に成年に達し同様の爵位を獲得すると再び設置され、皇太子が保有する所領

に対して統制を強めてゆくことになった。そしてこのチャールズの皇太子評議会が、一六二〇―二一年と一六二四年に選挙干渉を試みる主体となったのである。²²⁾

b. 皇太子評議会による選挙干渉

では次に、皇太子評議会による議員指名の戦略とその結果についてみてゆこう。混乱議会(Addled Parliament)と呼ばれた一六一四年議会の失敗を受け、ジェームズと政府は自分たちを支持する議員を選出するための戦略を練る必要に迫られた。²³⁾「下院が良い性行の者で満たされ、こうした者たちが余とこの王国について熟慮する用意がなければ、余は安心して議會を開催することが出来ない」と語ったとされるジェームズは、この時点で議會運営にかなりの困難を覚えていたことが分かる。²⁴⁾

ここで選挙干渉策を提起したのは、一六二〇年当時大法官の地位にあったフランシス・ベーコンであった。ベーコンは、一六一三年下半期に著されたと思われる文書の中で、国王のために熱心に働く議員を選出するための具体的な方策として、以下のような提案を行った。

様な国王の顧問官のために献身する都市選挙区を活用し、「国王が遂行しようとする政策のために」割り当てられた思慮深い人物を、こうした選挙区から選出するのが良いであろう。²⁵⁾

そして一六二〇年秋に新たな議会の招集が決定した際、ベーコンによるこの提案にもとづいて、準備が進められていった。ベーコンを長とする委員会が任命され、新会期に選出すべき政府支持者のリストが集成されていったのである。ベーコンが実際にどの程度までこの計画に関与していたか明らかではないが、前記の提案内容からも選挙差配組織としての皇太子評議会の潜在的価値が認識されていたと推測できる。またコーンウォールの都市選挙区が一六世紀からベッドフォード伯爵父子などのパトロンを通じて実質的な政府側の候補者を選出してきたことを踏まえると、これらの地域で選挙干渉を集中的に実施することになったのも当然であった。この段階において、パトロンによる非公式の戦術が王権による公式な計画として策定されたことになる。²⁶⁾

五港都市および公領の都市選挙区、またその他の多

この計画に則り、議員に当選させるべく指名した人物のリストと、その割り当て選挙区についての文書を皇太

表1 皇太子評議会による議員指名と結果 1620-21

	氏名	主な保有官職など	割り当てられた選挙区	実際に選出された選挙区
1	Sir Robert Naunton	Secretary of State	Lostwithiel	Cambridge University ^{..}
2	Sir Fulke Greville	the chancellor of the exchequer	Camelford	Warwickshire ^{..}
3	Sir Edward Coke	privy councillor	Bossiney	Liskeard
4	Sir Lionel Cranfield	privy councillor	St Ives	Arundel ^{..}
5	Sir John Walter	prince's attorney-general	East Looe	East Looe
6	Sir Thomas Trevor	prince's solicitor-general	West Looe	Saltash
7	William Noy	prince's fee'd counsel	Fowey	Helston
8	Heneage Finch	prince's fee'd counsel	Helston	West Looe
9	Thomas Bond	monor government official	Launceston	Launceston
10	Sir Edward Barrett	courtier	Newport	Newport
11	Sir Robert Carey	member of Prince Charles's household	Grampound	Grampound
12	Sir Oliver Cromwell	member of Prince Charles's household	Saltash	—
13	Sir Henry Vane	member of Prince Charles's household	Liskeard	Lostwithiel/ Carlisle ^{..}
14	Edward Salter	member of Prince Charles's household	Plymouth ^{..}	Lostwithiel
15	Sir Henry Carey I	the comptroller of the king's household	Chester ^{..}	Hertfordshire ^{..}
16	Sir Thomas Edmondson	the treasurer of the king's household	Bewdley ^{..} / Dorchester ^{..} / Chester ^{..*}	Bewdley ^{..} / Dorchester ^{..}
17	Sir Henry Carey II*	the son of Sir Robert Carey	Camelford	Camelford
18	Robert Bacon*	a distant kinsman of Lord Chancellor Bacon	St Ives	St Ives
19	Sir Henry Rich*	captain of the king's guard	Pontefract ^{..}	—

・P.M. Hunneyball, 'Prince Charles's Council as Electoral Agent, 1620-24' *Parliamentary History* 23, 2004, p. 334 をもとに作成。
 ・*は追加の指名ないし指名者を示す。
 ・^{..}はコーンウォール都市選挙区以外の選挙区を表す。
 ・イタリック体の選挙区名は皇太子評議会の干渉によらないで獲得された議席を示す。

子評議会が正式に作成したのは、一月一日のことであった。(表1)は、そのリストの上位に掲載されている人物から順に、氏名・主な保有官職など・割り当てられた選挙区と、実際に選出された選挙区について整理したものである。これをみると、その上位の指名者には財務府長官・秘書長官・ハウス・ホルド財務官・枢密顧問官・ハウス・ホルド監理官といった政府・宮廷の高級官職保有者が含まれており、この計画が政府にとっていかに重要で

あつたかが見て取れる。²⁷これ以下の指名者はチャールズ自身の目的にそつて選出されていると考えられる。このうち四名の法務官職保有者は、おそらくチャールズがこの議會での成立を目指していた一連の法案を成立させるために名前が挙げられていると推定されるが、その他の人物についての選定理由は定かでない。²⁸

いずれにしても、政府によるこれほどまでに大規模で直接的な選挙干渉は、コーンウォールでは前例のないものであつた。前述したように、一六世紀後半においてこの地域の都市選挙区は他地域と比較して外部出身者を選出する傾向が高かつたのであるが、それはベッドフォード伯爵父子のような貴族や地元の有力ジェントリを通じて影響力が発揮された、中央と地方が共同して実施した方策の結果であつた。²⁹しかし、一六二〇―二一年と一六二四年の選挙では、西部の都市選挙区に発送された書簡において、皇太子評議會は次のような強い語調で有権者たちにかなり高圧的な服従を迫つたのである。

皇太子殿下は、これら都市選挙区から選出された立派な議員により、国王および国家が奉仕されるよう配慮する権限が自身に属することをご存じである。それ

ゆえ、これら都市選挙区の選挙に際し一名ずつを推薦する。そのうちの数名は卓越した地位の者であり、全ての者がその能力と誠実さを認められた者であつて、彼らを推薦した皇太子殿下の判断と誠意に見合う者たちである。……細心の注意を払つてこの策を実行し、皇太子殿下を失望させないように。³⁰

ここで皇太子評議會が発しているメッセージは明快である。すなわち、コーンウォール公領に付随する所領に議員選出権を有する都市が含まれている限り、先例や地域の状況とかかわりなく各選挙区は一議席を提供する義務があり、そしてこうした要求はチャールズの皇太子としての大権によつて発動されている、ということである。

それでは、こうした強い要求に対し、各都市選挙区はどのような姿勢で臨んだのであろうか。再び(表1)を見てみよう。当初の指名者リストの中で、四選挙区は割り当てられた候補者をそのまま選出し、さらに五選挙区は他選挙区に割り当てられていた人物を選出している。それ以外の五選挙区はいずれの指名者をも選出しておらず、三人の枢密顧問官はコーンウォール以外の議席から選出されている。結果的には、リストに名前が挙がつてい

た人物で議席を得られなかったのはオリヴァ・クロムウェルのみであり、この点からすれば選挙干渉策は大きな成功を収めたことになる。

だが、最終結果だけでは皇太子評議会と各都市選挙区間で具体的にどのような方法で折衝が行われていたのかは明らかにならない。ハンニバルによると、先述した書簡の文章のかなり強い語調にも関わらず、実際にはロンドンから直接代理人が送り込まれたわけではなく、コーンウォール公領の港湾長官 (Havener) であったウィリアム・ロスカロック (William Roscarrock) と、土地監督官 (Feodary) であったリチャード・ビリング (Richard Billing) にはば自由裁量で候補者調整が委任されていた³²⁾。その根拠として挙げられているのは、少なくとも数カ所の都市選挙区では実際の選挙日前に事前調整が実施され割り当てる指名者の変更されている点、選挙期間中には皇太子評議会から指示を受けていない点、彼らの有する地域的影響力を行使して選挙結果を保留させている選挙区が存在している点、などである。さらに一連のプロセスは、ロスカロックとビリングが指名者を最大限受け入れさせようと努めていただけではなく、リストの上位掲載者を優先的に当選させようとしていた意図を示し

ているとされる³³⁾。こうした代理人たちの抜け目のない対処によって、リストに掲載された人物の中で落選したのは一人のみという成功がもたらされたのであった。

この一六二〇―二一年の選挙干渉が大きな成功を収めたことで、チャールズおよび皇太子評議会は自信を深めたと思われる。したがって、スペインとの開戦に踏み切るという大きな政治的野心を抱いてチャールズが臨むことになった一六二四年の選挙においては、より大規模な選挙干渉が実施されることになった³⁴⁾。(表2)は、この時に作成されたリストと、各指名者が実際に選出された選挙区を(表1)と同様に整理したものである。今回の指名者数は、後から追加された人物も含めて前回の約一・五倍にあたる二八名であった。やはりリストの上位を占めているのは政府の高級官職保有者であり、コーンウォールの都市選挙区に割り当てられていたのは枢密顧問官であった。残りの大半の指名者は、皇太子自身のサーヴァントやクライアントで占められている。なお、この時までに公領影響下の都市選挙区はさらに増大していたが、やはりその中心はコーンウォールであった。また、やはり現地での実務はロスカロックとビリングに委託されている³⁵⁾。

表2 皇太子評議会による議員指名と結果 1624

	氏名	主な保有官職など	割り当てられた選挙区	実際に選出された選挙区
1	Sir Julius Caesar	privy councillor	St Ives	—
2	Sir John Suckling	privy councillor	Camelford	<i>Middlesex</i> .. etc.
3	Sir Richard Weston	privy councillor	Bossiney	Bossiney
4	Sir Thomas Crew	the Speaker-designate	Helston	Aylesbury..
5	Sir John Walter	prince's attorney-general	East Looe	East Looe
6	Sir Thomas Trevor	prince's solicitor-general	Saltash	Saltash
7	Sir Edward Barrett	courtier	Newport	—
8	William Noy	prince's fee'd counsel	Fowey	Fowey
9	Sir Wiliam Croft	member of Prince Charles's household	Liskeard	—
10	Thomas Carey	member of Prince Charles's household	Grampound	Helston
11	Sir John Hobart	son of Sir Henry Hobart, prince's chancellor	West Looe/ Hertford*	Lostwithiel
12	Miles Hobart	son of Sir Henry Hobart, prince's chancellor	Lostwithiel	—
13	Sir Francis Crane	member of Prince Charles's household	Launceston	Launceston
14	Sir Richard Smyth	duchy receiver-general	Plymouth	—
15	Sir Henry Holcroft	client of Duke of Buckingham	Pontefract..	Pontefract../ <i>Stockbridge</i> ..
16	Sir Henry Vane	member of Prince Charles's household	Beverley..	Beverly../ <i>Carlisle</i> ..
17	Sir Arthur Mainwaring	member of Prince Charles's household	Knaresborough..	<i>Huntingdon</i> ..
18	Sir Edmund Verney	member of Prince Charles's household	Boroughbridge..	<i>Buckingham</i> ..
19	William Peasley	servant of Sevretary of State Sir George Calvert	Aldborough..	—
20	Sir Francis Cottington	Prince Charles's secretary	Chester../ Warwick../ Bury St Edmunds..*/ Camelford*	Camelford
21	Sir Thomas Edmondes	the treasurer of the king's houshold	Coventry..*/ St Albans..*	<i>Chichester</i> ..
22	Ralph Clare	member of Prince Charles's household	Bewdley..	Bewdley..
23	Francis Finch	brother of Heneage Finch, recorder of London	Eye..	Eye..
24	John Maynard	client of the Duke of Buckingham	St Albans..	<i>Chippenham</i> ..
25	Christopher Vernon	exchequer official	Hertford..	(withdrawn)
26	Robert Mynne*	client of the Earl of Salisbury	Pontefract..	—
27	Sir Henry Carey II*	the son of Sir Robert Carey	Beverley..	Beverley..
28	Sir William Harrington*	steward of the prince's manor of Hertford	Hertford..	—

・P.M. Hunneyball, 'Prince Charles's Council as Electoral Agent, 1620-24' *Parliamentary History* 23, 2004, p. 335 をもとに作成。

・*は追加の指名ないし指名者を示す。

・..はコーンウォール都市選挙区以外の選挙区を表す。

・イタリック体の選挙区名は皇太子評議会の干渉によらないで獲得された議席を示す。

皇太子評議會は最初の選挙干渉の結果を精査し、かなり念入りに計画を練っていた形跡がうかがえるが、それにもかかわらず一六二四年の選挙干渉はほぼ失敗といつて良い結果に終わった。(表2)に示したように、皇太子評議會は最終的に二七の都市選挙区に対し三二名分の議員指名を行っているが、のべ二八名の候補者のうち議席を得られたのは一三名のみで、他の六名は別の手段で議席を確保したが、残りの九名は最終的に議席を獲得できなかった。皇太子評議會の干渉が完全に成功したといえるのは一〇名のみで、残り三名は割り当て選挙区の変更で議席を確保した者であった。ウォリックシャのウォリック、コヴェントリ、サフォークのベリ・セント・エドマンズ、ハーフオードシャのセント・オールバンズ、ヨークシャのネアズバラ、バラブリッジ、アールドバラといったコーンウォール以外の選挙区は、総じて皇太子評議會に非協力的であった。³⁵⁾コーンウォールの状況はそれより幾分か良好であったが、それでも一六二〇―二一年の時とは比べるべくもなかった。ロスカロックとビリングは多数の都市選挙区で予期しない抵抗に直面し、前回は指名者の決定を引き延ばさせた上で、最終的にこれを受け入れさせたロストウィジールとウェスト・ルーでさえ、

今回は不平を漏らしたようである。³⁶⁾こうした著しい態度の変化は、前回の円滑な選挙戦術を再現するのが困難となっていた状況を示しており、候補者の差し替えが実際に行われたのはケイムルフォードとヘルストンのみに留まったのである。³⁷⁾他の手段で当選した者などを除けば、当初リストに名前が記載されコーンウォールの都市選挙区を割り当てられた人物の中で、議席を得られなかったのは結果的に五名のみであり、チャールズにとって破滅的と呼べるほどの結果ではなかった。だが、これは一六二〇―二一年の成果と比べれば決して芳しい成果ではなく、コーンウォール以外の選挙区の結果をも考慮すると、一六二四年の選挙干渉は明らかに皇太子評議會の期待にそぐわないものであったといえる。³⁸⁾

この翌年の一六二五年にジェイムズが死去し、チャールズが国王チャールズ一世として即位したことで、コーンウォール公領は他の王権領と同様の一般的な状態に復帰した。これに伴って皇太子評議會も政治的な役割を有さない公領評議會(chuchy council)へと転換され、チャールズが親政を始めるまでの残り三回の選挙では、この評議會から各選挙区に要求が出されることはなかったのである。³⁹⁾同期間における王権の選挙戦術は、貴族

や地方ジェントリといったパトロンや既存の行政機構を通じて影響力を行使する従来の手法に回帰してゆくことになった。そしてこうした紐帯にもとづいてペンブルック伯爵が自らのクライアントを多数当選させるのに成功したという事実は、逆説的に皇太子評議会の手法が地域にいかんに激しい軋轢を生んでいたかを示している。⁴⁰結局、一六二〇―二一年および一六二四年の選挙干渉は、例外的かつ不完全な政策的実験に留まることになったのである。⁴¹

第三章 選挙区側から見た選挙干渉

a. リスカードの概要

それでは、以上のような王権側の戦略に対し、地方の側はより具体的にどのような反応を示したのであるうか。本章では、主として公領都市の一つであったリスカードにおける政治状況の実態を見ることで、議員選出をめぐる力学がどのように変遷し、その中で皇太子評議会による介入が都市自治体側からどのように受け止められたのかについて検討してみたい。ここでリスカードを取り上げるのは、関連史料の残存状況が良好で同時代の選挙をめぐる状況を読み取りやすく、さらに皇太子評議会の干

渉に対する態度を同市が比較的明瞭に示しているためである。

まず、リスカードについての基本情報を押さえておきたい。⁴² リスカードは、プリマスからコーンウォルの州都トゥルローへ至る街道上の町であり、トゥルローの東約五〇キロメートルの場所に位置する。同地に町が形成されたのは紀元一〇〇〇年頃と推定される。一二四〇年に最初の勅許状を獲得し、リスカード・マナ、リスカード・カースル、リスカード・パークと共に一三三七年にコーンウォル公領に編入された。この間、一二九五年には議員選出権が付与され、さらに一三〇五年にはコイナージ・タウンに指定されている。⁴³ その後主要街道沿いという地の利を生かし、毛織物取引の中心地として発展した。一旦はコイナージの特権を失うも、一五五八年に回復している。ただしこの時期までにせず生産の中心はコーンウォル西部へ移行しており、一六二二年の時点でリスカードのコイナージ・ハウスは荒廃状態であったとされる。この時期のリスカードが不況に陥っていたことは、同時代人のリチャード・カルーが「コイナージ・定期市場(衰退した町の中では活気がある)が町の内部を生き生きとさせているが、荒廃した周辺部は時が止まっ

たように、産業も衰退している」と叙述していることからもうかがえる。⁴¹⁾

中世に繁栄を誇ったにもかかわらずリスカードに法人格が付与されたのは比較的遅く、一五八七年であった。

そこで規定された都市自治体官職者の構成は、九名の上位バージエス (senior or capital burgess) と一五名の下位バージエス (lesser burgess) といふものであり、前者の内から一名が市長 (mayor) に選出された。執事

表 3 リスカード選挙区選挙結果 1545-1558

選挙実施年月	選出順	氏名	選出要因および備考
1545	S	John Roscarrock	リスカード近郊に所領を所有・リンカンズ・インを通じての公領とのつながり
	J	Richard Halfacre	コーンウォル州内出身・リンカンズ・インを通じての公領とのつながり
1547	S	Robert Becket	リスカード近郊在住
	J	Ambrose Gilbert	リンカンズ・インを通じての公領とのつながり
1553 (Mar.)	S	John Trelawney	リスカード近郊在住
	J	John Gayer	リスカード近郊に所領を所有
1553 (Oct.)	S	William Morice	兄がクランズ大主教のクライアセント、ベッドフォード伯爵の影響力
	J	Thomas Roscarrock	リスカード近郊に所領を所有
1554 (Apr.)	S	Francis Roscarrock	リスカード近郊に所領を所有
	J	James Kempe	ベッドフォード伯爵家と知己あり、枢密顧問官ヘンリ・ペディングフイルドの血縁者
1554 (Nov.)	S	John Connock	リスカード市内在住
	J	John Peterbridge	リスカード市内在住
1555	S	John Cruwys	リスカード市内在住
	J	William Lower	コーンウォル州内出身・ゲイヤの血縁者
1558	S	William Coryton	リスカード市内在住
	J	John Gayer	リスカード近郊に所領を所有

*HP T1, i, pp. 52-53をもとに作成。SはSenior Member (第一位選出議員)、JはJunior Seat (第二位選出議員)を表す。

長 (chief steward) と法律顧問官 (recorder) に関する条項も存在したが、後者は一六〇四年まで空席であった。都市の財政状況はまずまず良好であったが、自治体としての規模はコーンウォル州内の水準から見ても小規模であった。

b. テューダー朝期における選挙

それでは、リスカードにおける選挙において、どのような力学が働いていたのかについて時代順に見てゆきたい。まずミッド・テューダー期、次いでエリザベス治世期について概観し、その後初期ステュアート朝期について詳細に検討する。

(表3)・(表4) は、各回の選挙で選出された議員について、当選の主要因となったと推定される事項を整理したものである。(表3) のミッド・テューダー期から見てみよう。この期間において実施された選挙は八回で、延べ一六人が議員となっている。⁽⁴⁵⁾ このうちジョン・コノック (John Connock)、ウィリアム・コリトン (William Coryton)、ジョン・クルーズ (John Cruwys)、ジョン・ピーターブリッジ (John Peterbridge) は市内に居住しており、都市自治体内部に十分な影響力を有し

ていたと考えられる。⁽⁴⁶⁾ ロバート・ベケット (Robert Becket) とジョン・トリロニ (John Trelawney) は市内在住ではないもののやはり地元の人物であり、ベケットに関しては義兄のコリトンの支援が、トリロニに関しては都市内に家屋を所有していたことが当選の要因と推定される。⁽⁴⁷⁾ ジョン・ゲイヤ (John Gayer) と三名の議員を輩出しているロスカロック家 (Roscarrock) も都市内に所領を有していた。⁽⁴⁸⁾ またウィリアム・ロウア (William Lower) はロストウイジール近辺の出身者であるが、ゲイヤと血縁関係にあった。⁽⁴⁹⁾ コーンウォル出身者の中でリスカードとの明確な関係が判明しないのはリチャード・ハーフエイカー (Richard Halfacre) であるが、ジョン・ロスカロックやサフォーク出身のアンブローズ・ギルバート (Ambrose Gilbert) と同様、リンカンズ・インを通じて公領官職者となりがあつたのではないかと思われる。⁽⁵⁰⁾ 残る二名のうち、ジェイムズ・ケンプ (James Kemp) はミドルセックス出身者で、第一代ベッドフォード伯爵の知己を得ていたが、枢密顧問官ヘンリ・ベディングフィールド (Henry Bedingfield) の血縁者であつたことの方が大きな意味を持っていたかもしれない。⁽⁵¹⁾ 他方のウィリアム・モリス (Wil-

表4 リスカード選挙区選挙結果 1558/9-1601

選挙実施年	選出順	氏名	選出要因および備考
1558/9	S	Reginald Mohun	ベッドフォード伯爵による指名、リスカード近郊に所領を所有
	J	Henry Chiverton	ベッドフォード伯爵による指名、リスカード近郊に所領を所有
1562/3	S	George Bromley	ベッドフォード伯爵による指名、ウイリアム・セシルの友人
	J	Reginald Mohun	ベッドフォード伯爵による指名
1571	S	Basil Johnson	ロンボーン居住の法律家、選出理由不明、国教忌避者
	J	John Connock	ベッドフォード伯爵による指名、リスカード市内在住
1572	S	Henry Macwilliam	ベッドフォード伯爵による指名、ジェントルマン・ペンシヨナー
	J	Paul Wentworth	ベッドフォード伯爵による指名
1584	S	Peter Edgecombe	エッジカム家の影響力
	J	Edward Denny	エッジカム家の影響力、ピーター・エッジカムの娘婿
1586	S	Jonathan Trelawney	トリロニ家の影響力
	J	Richard Edgecombe	エッジカム家の影響力
1588	S	Jonathan Trelawney	トリロニ家の影響力
	J	John Jackson	ロンボーンの法律家、選出理由不明
1593	S	Jonathan Trelawney	トリロニ家の影響力
	J	George Wray	トリロニ家の影響力、トリロニ家の血縁者
1597	S	Henry Neville	トリロニ家の影響力、ジョナサン・トリロニの娘婿
	J	Edward Trelawney	トリロニ家の影響力、ジョナサン・トリロニの従兄弟
1601	S	Sampson Lennard	ロバート・セシルによる指名、トリロニ家による議席提供
	J	Thomas Edmondes	ロバート・セシルによる指名、トリロニ家による議席提供

*HPT II, i, pp. 129-130をもとに作成。SはSenior Member(第一位選出議員)、JはJunior Seat(第二位選出議員)を表す。

liam Morice) は兄が克蘭マ大主教 (Thomas Cranmer, Archbishop of Canterbury) のクライアントであり、この縁故を通じて第一代ベッドフォード伯爵の影響力で当選を確保したと考えられる。⁽⁵²⁾

結果的に、この期間に当選した者のうち半数以上がリスカード市内およびその近郊に居住している者であった。またケンプとモリス以外に、外部勢力によって影響力が行使された痕跡は見出されなかった。したがって、ミッド・テューダー期に選出された者は大部分が地元との関係を有する者であり、都市自治体が自らの意志で議員を選挙していた可能性が高い。ただし裏を返せば、こうした自律性はパトロネジ・システムによる中央と地方の結び付きが依然確立されていなかった状況を示しているともいえる。

次に(表4)のエリザベス治世期に移りたい。この期間において実施された選挙は一〇回で、延べ二〇人が議員となっている。⁽⁵³⁾この時期になると、中央のパトロンもしくは地元の有力ジェントリがリスカードの選挙に強い影響力を発揮するようになった。治世初頭から一五七〇年代までは、第二代ベッドフォード伯爵の影響力が大きかった。ジョージ・ブロムリ (George Bromley)、ヘン

リ・マックウィリアム (Henry Macwilliam)、ポール・ウェントワース (Paul Wentworth) の三名はコーンウォール外部の出身者であり、第二代ベッドフォード伯爵に指名された可能性が高い。⁽⁵⁴⁾他方でレジナルド・モフン (Reginald Mohun)、ヘンリー・チャイヴァトン (Henry Chiverton)、および前述したジョン・コノックの三名は地元の人物であった。⁽⁵⁵⁾第二代ベッドフォード伯爵が死去する直前に行われた一五八四年の選挙以降はその影響力が弱まり、地元の有力ジェントリが議席を支配するようになる。エッジカム家 (Edgecombes) の影響力で同家のピーター、リチャードとピーターの娘婿であり、トリロニ家の影響力で同家のジョン・サン、エドワードと彼らの血縁者であったジョージ・レイ (George Wray) とヘンリー・ネヴィル (Henry Neville) が当選している。⁽⁵⁶⁾さらに同期間最後の二六〇一年に行われた選挙では、外部出身者のサン普森・レナード (Sampson Lenard) とトマス・エドモンズ (Thomas Edmondes) が選出されているが、この二名は当時の秘書長官ロバート・セシル (Robert Cecil) による指名を受け、トリロニ家が議席を提供したものであると考えら

れる⁽¹²⁾。残りのベイジル・ジョンソン (Basil Johnson) とジョン・ジャクソン (John Jackson) はいずれもロンドン在住の法律家であるが、リスカードで選出された理由は不明である⁽¹³⁾。

整理すると、ヘッドフォードおよびセシルという中央のパトロンの指名による者が五名、エッジコム家および

トリロニ家という地元有力ジェントリの指名による者が七名、市内在住者が三名、選出理由不明の者が二名となる。ここから、ミッド・テューダー期とは異なり、議席の提供によりパトロンの庇護を得ることで中央と地方との紐帯が強化されていたエリザベス治世期には、地元出身者が当選しにくい状況が継続していたことが読み取

表 5 リスカード選挙区選挙結果 1604-1628

選挙実施年	選出順	氏名	選出要因および備考
1604	S	William Killingrew	トリロニ家の影響力、ジョンサン・トリロニの妻の伯父
	J	Reginald Nicholas	トリロニ家の影響力、義理の母の一族の一人がキングスルー家に嫁ぐ [*]
1614	S	Richard Connock	ハンキン・コノック派の影響力
	J	John Glenville	ハンキン・コノック派の影響力、リスカード市有給顧問官
1620	S	Edward Coke	皇太子評議会による指名
	J	Nicholas Hele	兄であるウオリックが1619年にリスカード・パークの借地権を取得
1624	S	William Wrey	当時のリスカード市法律顧問官の子息
	J	Nicholas Hele	
1625	S	William Coryton	リスカード近郊に所領を保有
	J	Nicholas Hele	
1626	S	Joseph Jane	リスカード市内在住、父は市長経験者
	J	Sir Francis Stewart	ペンブルック伯爵の代理人として行動していたウイリアム・コリトンによる指名
1628	S	Sir Francis Stewart	
	J	John Harris	ジョン・ハリスの子息、リスカード・マナの執事、コリトンによる支援

^{*}HP7 III, ii, pp. 60-62をもとに作成。SはSenior Member (第一位選出議員)、JはJunior Seat (第二位選出議員)を表す。

れる。ただし、都市自治体が選挙後に当選証書を作成する段階では当選者欄が空白で作成されたり、トリロニ家がセシルへ議席を提供したりしていることから、パトロンのが外部出身者を指名する場合でも、地元ジェントリおよび都市自治体との合意が形成されていたと推定される。

c. 初期ステュアート朝期における選挙

では、(表5)の初期ステュアート朝期の検討に移り、皇太子評議会による干渉はどのような状況下で行われたのかについて確認してみたい。この期間において実施された選挙は七回で、延べ一四人が議員となっている。⁶³⁾

一六〇四年の時点においても、トリロニ家の影響力は存続していた。ウィリアム・キリグラー(William Killigrew)はジョン・トリロニの妻の叔父であった。⁶⁴⁾

レジナルド・ニコラス(Reginald Nicholas)はトリロニ家との直接の関連は見られないが、キリグラー家の遠縁であったようである。⁶⁵⁾ ジョン・トリロニが一六〇四年六月に死去すると、リスカード・マナの所有権は同家の後継者に移譲されたが、選挙における影響力を保持することはできなかった。⁶⁶⁾ ジョン・トリロニが務めていた執事長には都市自治体内部の人物が就いたため、見かけ上トリ

ロニの後任としてパトロニとなったのは、法律顧問官職に就いたフランシス・ゴドルフィン(Francis Godolphin)であった。しかし居住地が離れていたこともあり、ゴドルフィンはリスカードに対してほとんど関心を抱かなかったようである。⁶⁷⁾

こうして実質的なパトロニが不在となったリスカードでは、内部における権力争いが生じた。まず都市自治体の実権を掌握したのはジョン・ハリス(John Harris)である。⁶⁸⁾ 同家はリスカード近郊のランレスト(Lanrest)の出身であるが、ジョンは相続によってスタナリ副長官などの官職を有していた叔父のクリストファー・ハリスの後援によって、リスカードに地歩を固めていった。一六〇〇年にはコーンウォールの治安判事となり、一六〇二年にはリスカードの上位バージェスになっている。ハリスは自身の利益獲得を第一に考える性格の持ち主で、上位バージェスになったのも、一六〇二年に取得した自治体所有の粉ひき場の使用権を、自治体の反対を押しのけて確保するためであった。この件に関しては一六〇四年から一六〇七年にかけてハリスの敵対者たちから財務府裁判所に訴えが起こされており、ハリスが相当強引な手法で権力を握ろうとしていた状況がう

か⁽⁶⁵⁾がえる。結果的に、リスカードの自治体は二派に分裂していったが、この段階でハリスはヴォスパー家 (Vospers)、ハンキン家 (Hunkins)、ハント家 (Hunts) といった有力家系の支持を得ており、ジョン・ハントはハリスの後押しで市長の職に就いていた⁽⁶⁶⁾。しかし、長年ハリスの同盟者であったジョン・ハンキンが死去した一六〇八年頃、状況は変化し始める。ジョン・ハンキンの子息で同名のジョンが、自治体の実権を握ろうと野心を抱くようになった。さらにハンキンがハントとその一派を職権乱用で訴えたことで、両者は不和になっていった⁽⁶⁷⁾。さらに、都市自治体が粉ひき場の使用権を再度回復しようとしていることが明らかになった一六一〇年には、双方の関係はさらに悪化してゆく。ハリスは、自身が上位バージェスとなる代わりに、ハンキンおよび中立の立場の人間も同時に上位バージェスにするという取引を持ちかけたが、ハンキンはこれを拒絶した。逆にハンキンは自ら同年の市長選挙に立候補したが、ハリス派の候補であるジョン・ヴォスパーに敗北した。さらに、一六一一年に再び上位バージェスとなったことで、ハリスはリスカード都市自治体における実権を回復したかに思われた。

しかしハンキンは、一六一一年一月に同年の市長選挙をめぐる訴訟を星室裁判所に起こし、同時にコーンウォール公領に対しても勅許状の関連する条項にハリスの行為が違反していると訴えたのである⁽⁶⁸⁾。これにより、ハリスは徐々に都市自治体を統括できなくなっていた。ハンキンは星室裁判所に提出した訴状の中で、一六〇八年にハリスが星室裁判所のコミッショナーとして活動していた時に、同人は職権乱用の廉で公職追放中であったと主張したのである。この件の調査結果について有罪という判決が明確に下されたわけではなかったが、翌年ハリスはコーンウォールの治安判事を罷免された。他方で公領もリスカードの市長選挙について調査を行っていたが、当時の公領の法務次官 (Solicitor General) は、ハリスの旧敵であったリチャード・コノックであった⁽⁶⁹⁾。コノックは都市自治体の活動について躊躇なく取り調べを開始し、一六一二年の市長選挙の日にはこの件でハリスとヴォスパーがロンドンで申し開きをしなければならなかった⁽⁷⁰⁾。この年にも市長選挙に立候補していたハンキンは、事実上誰からも反対を受けることなく、市長に当選したのである。

一六一四年の下院議員選挙は、このようにハンキン派

がハリス派との派閥争いを優位に進めている状況の中で開催されたことになる。同年に市長職に就いていたのは、コノックの親類であつたエドワード・チャップマン(Edward Chapman)であり、当然のようにコノックが第一位で議員に選出された。他方の議席はリスカードの有給顧問官(fee'd counsel)であつたジョン・グランヴィル(John Granville)の手に渡つた。⁽⁷¹⁾ハリスは係争中の訴訟において議員特権を利用するためにも下院議員の地位を獲得したいという強い願望を持っていたと思われるが、こうした状況の中でリスカードからの選出は断念せざるを得ず、自身が法律顧問官を務めていたウエスト・ルーからの選出を余儀なくされた。そして、これがハリスの人生で一度のみの議員経験となつた。

その後、ハリスがリスカード都市自治体で失墜した地位を回復することはなかつた。だが完全に影響力を失つたわけでもなかつたようで、公領の官職に就いたり、ハンキン派から一六二二年頃にさらに別の訴訟を起こされたりしている。⁽⁷²⁾このように、一六二〇年に次の選挙が行われることになった時点でも、ハンキン派が主導権を握っている都市自治体との間には、依然として緊張状態が続いていたと考えられる。皇太子評議会が選挙干渉に

乗り出したのは、このように地域における派閥争いが継続していた時であつた。したがって、同年初頭にコノックが死去し、有力な後ろ盾を失つたハンキン派は、この選挙干渉をハリス派牽制のための有用な手段として認識した可能性が高い。このことは、当初の指名者であるヘンリ・ヴェイン(Henry Vane)がエドワード・クック(Edward Coke)に差し替えられても都市自治体がそのまま受け入れていることからうかがえる。同年の他方の議席は、一六〇九年にリスカード・パークの借地権を取得していたウォリック・ヒール(Warwick Hele)の弟のニコラス・ヒール(Nicholas Hele)が獲得している。⁽⁷⁴⁾結果的に、都市自治体は、皇太子評議会による指名という大義名分のもとでハリス派の勢力を排除し、同時に地元のパトロンの意向をも汲むことにも成功したのであつた。このように、王権が自身の目的を達するために行った選挙干渉は、リスカード内部の派閥争いにおける手段として読み替えられ、利用されていたのである。

次の選挙が実施された一六二四年は、ハリスが一六二三年に死去した翌年に当たっていた。ハリスがリスカードの政治舞台から去つたことで、前回と同様に行われた

皇太子評議会による選挙干渉への都市自治体の対応は一変することになる。皇太子評議会は、ウィリアム・クロフト (William Croft) をリスカードに指名者として割り当てたが、ハリスの死去によりこの要求を受け入れる必要性が失われていた都市自治体は、クロフトの選出を拒絶したのである。⁽⁷⁵⁾この事実は、たとえ皇太子の名の下に強い圧力がかったとしても、前回選挙の際のような状況が生じない限り、地域との関係を全く有さない人物の選出を拒む意識が強まっていた証左といえるだろう。結局、第一位選出議員となったのは、当時の同市の法律顧問官であったウィリアム・レイの子息で、同名のウィリアム・レイ (William Wray) という、リスカードに縁故のある人物であった。また、第二位で選出されたのは再びニコラス・ヒールであった。⁽⁷⁶⁾

ヒールは国王がチャールズに代わった一六二五年の選挙でも選出されたが、この同時に選出されたのは、ペンブルック伯爵のクライアントであり、治安判事やスタナリ副長官などの官職に就いていたウィリアム・コリトン (William Coryton) であった。コリトンはリスカード近郊のマナを保有し、一六二四・二六・二八年の選挙では州選挙区で当選を果たすなど、宮廷におけるバック

ingham公爵とペンブルック伯爵の争いに呼応して生じたコーンウォール州内における抗争において、一方の派閥の中心となった有力ジェントリであった。すなわち、前回に続いて同年の選挙においても、リスカードは地元的人物を選出していることになる。⁽⁷⁷⁾

翌一六二六年に開催された選挙の直前にウォリック・ヒールが死去すると、リスカードにおける選挙パトロネジの動向は再び変化することになる。ヒール家はリスカード・パークの借地権を保持し続けたが、これ以降選挙に対して影響力を発揮することはなかった。同年の第一位選出議員は、リスカード在住で父トマスが三度市長を務めていたジョセフ・ジェイン (Joseph Jane) であった。⁽⁷⁸⁾第二位選出議員のフランシス・ステュアート (Francis Stewart) は、ジェイムズ一世の従兄弟にあたる宮廷人・海軍提督であったが、彼の選出はペンブルック伯爵の代理人として活動していたコリトンのパトロネジによるものであった。⁽⁷⁹⁾この段階において、州内の派閥抗争の影響がリスカードにも直接的に及んできたことになる。

チャールズ親政開始前最後の選挙となった一六二八年においても、コリトンのパトロネジでステュアートが

選出されている。この時ステュアートと共に選出されたのは、かつてのリスカードの「嫌われ者」の子息で、同名のジョン・ハリス(John Harris)であった。⁽⁸⁾彼はこの時までリスカード・マナの執事(under steward)の地位に就いており、ハリス家と都市自治体との関係はこの時点ですでに修復されていたと推測される。その活動内容からハリスもコリトンの派閥に与しており、その支援を受けていたと考えられる。⁽⁹⁾

以上みてきたように、初期ステュアート朝期におけるリスカードの選挙においては、都市自治体内部の派閥争い、皇太子評議会による干渉、地元ジェントリのパトロネジ、中央における貴族同士の権力闘争といった、様々な要因がそれぞれ影響を与えていた。こうした状況から、リスカードのような小規模な都市であっても、選挙を主催する都市自治体内で実権を掌握していた者たちが、かなり戦略的に外部勢力を利用していたことが推知される。都市内部で派閥争いが続いている中で、一度目の皇太子評議会の指名は受け入れたものの、状況が変化した二度目は拒否しているという事実から、唯々諸々と政府や貴族の要求を受け入れていたわけではないことが読み取れる。一六二五・二六・二八年にペンブルックの息のか

かったコリトンを選出し、さらにその支援者を選出しているのも、コーンウォール州内および中央の政治状況を踏まえた自主的な判断であったと考えられる。いずれにしても、地元と何らかのつながりのある人物を選出する傾向が強まったのは間違いない。このように、少なくともリスカードの事例を通してみる限り、中央と地方との関係は、選挙区が一議席をバトロロン(ベッドフォード伯爵)に提供することでその庇護を得るといった受動的なものから、皇太子評議会という王権やペンブルック伯爵という中央の大貴族の影響力ですら、選挙区内部の派閥争いを有利に展開するために利用するしたたかさが見受けられるものと移行していったと考えられるのである。

d. 他選挙区の状況

最後に、リスカード以外で一六二〇―二一年と二四年の選挙で皇太子評議会による選挙干渉への対応を大きく変化させた、グラムパウンドとニューポートの状況について簡単に整理し、リスカードの事例と照合してみよう。

まず、グラムパウンドについてみる。初期ステュアート朝期に入ってから公領が必ず一議席を確保していたグラムパウンドでは、一六二〇年の選挙でも皇太子評

議会から割り当てられたロバート・ケアリ (Robert Carey) をそのまま選出した。しかし一六二一年に、わずかに三マイルほどしか離れていない、交易上のライバルであったトレゴニに法人格が付与されたことで、グラムパウンドに認められていた定期市開設特権が侵害されるおそれが出てきた。すでに経済的な苦境に立たされていたグラムパウンドは、さらなる窮地に追い込まれることになったのである。グラムパウンド側は皇太子評議会に対してトレゴニへの法人格付与を認めないよう訴えたが、結局この件に関して何らかの対応がとられることはなかった。おそらくこの問題への公領・皇太子評議会への反発から、一六二四年の選挙で割り当てられたトマス・ケアリ (Thomas Carey) は選出されないことになった。代わりに選出されたのは、近隣に広大なマナを所有し一五九三年にも同市から選出されていたリチャード・エックム (Richard Edgecombe) と、同じくコーンウォールの有力ジェントリで叔父が同市の近隣に所領を有していたジョン・モフン (John Mohnun) であつた。⁽⁸⁾

次に、ニューポートについてみておきたい。ローンストン郊外の村落であつたニューポートには、一七世紀に至るまで基礎的な行政機構すらほとんど存在していな

かつた。選挙の実務を行う市長などの官職も置かれていなかったため、この職務はローンストン領主裁判所で任命される二名のヴァイアンダー (viander) と呼ばれる官職者によつて執行される、きわめて珍しい形態を取っていた。その結果、当然ながらニューポートの選挙はローンストン・ランド・マナ (Launceston Land Manor) の保有者の影響下に置かれることになった。一七世紀初頭にその地位にあつたのはキリグルー家であり、その後同所領が公領に編入された後も同家は執事としてパトロネジを行使しつづけた。そのため一六〇四年・一四年に選出されたのはいずれもキリグルー家の血縁者か、知己のある者たちであつた。一六二〇年にも、皇太子評議会のある者たちであるエドワード・バレット (Edward Barrett) を受け入れたほか、一族のロバート・キリグルー (Robert Killigrew) 自身が選出されている。ところが一六二四年になると、突然キリグルー家の影響力が断ち切られてしまう。同年の選挙でも皇太子評議会はバレットをニューポートに割り当てたが、この指名が拒絶されたのである。代わりに選出されたのは、ヴァイアンダーの一人であつたリチャード・エストコット (Richard Estcott) の子息で同名のリチャードと、近隣

に所領を保有しコーンウォールの州長官を務めたこともあったジョン・エリオット (John Eliot) であった。⁸⁸⁾

このように、グラムバウンドの場合は公領・皇太子評議会への直接的な抵抗、ニューポートの場合はパトロンのであったキリグルー家の影響力低下と、それぞれ背景にあった事情は異なるが、どちらの都市選挙区も一六二〇年には受け入れた皇太子評議会の指名を一六二四年に拒絶した点では共通している。グラムバウンドの場合は報復的な意味合いが明らかに強いが、ニューポートの場合はそれほど明確な理由があったわけではない。いずれにしても、皇太子評議会という王権の優先機関が高圧的に迫った要求を公然と拒んでいるのは事実である。リスカードと同じく、こうした選挙区も各々固有の論理で中央の要求を受け入れるかどうかを主体的に判断するようになっていったといえるだろう。

おわりに

本稿は、近世イングランドにおける中央と地方の関係について得られた議員の選出移動に関する統計的な分析にもとづくマクロな認識を、より地域に則したコンテクストの中でミクロな視点から捉え直そうとするもので

あった。具体的には、とりわけ外部の影響力を受けやすかったとされるコーンウォールに着目し、同地域を主な対象として実施された皇太子評議会による選挙干渉への都市選挙区側の対応の分析により、同時代における中央と地方の関係およびその時系列的な変化の一端を解明することを目指した。

テューダー朝期のコーンウォールは、並存していた複数の行政機構の各最上位の官職を中央の貴族が保有することにより統治されていた。だが初期ステュアート朝期に入り、男子の王位継承者が誕生して成年に達しコーンウォール公爵になると、王権は公領をつうじて同地域の直接統治を試みるようになった。その一環として行われたのが、一六二〇―二一年と一六二四年における皇太子評議会による選挙干渉であった。現地の官職者が働かせた機転もあり、一度目の選挙についてはほぼ期待通りの成功を収めたものの、二度目の選挙は一度目とは打って変わって失敗に終わってしまった。

その背景としてリスカードの事例分析からみてきたのは、都市選挙区側の自律性の高まりであった。エリザベス治世期においてはパトロンのとの結び付きを重視し、中央の貴族や地元の有力ジェントリに議席を提供してい

タリスカードは、初期ステュアート朝期には地元との結びつきを重要視する傾向が高まり、外部の影響力すらも自分たちの都合に合わせて利用するようになっていった。結果的に、一六二〇年の選挙における皇太子評議会による指名は、ハンキン派がハリス派を牽制する手段として受け入れられたが、ハリス派が消滅していた一六二四年においては拒絶されることになったのである。その後ペンブルック伯爵の影響力が及んでゆく中でも、選出されたのは総じて地元の人物であり、完全な部外者が選出されていたエリザベス治世期とは様相が大きく変化していた。またタリスカード以外の都市選挙区でも、皇太子評議会による候補者指名は絶対的な要求として受けとめられていたわけではなく、やはり各地域の状況に即して対応が決定されていたと考えられる。

それでは最後に、本稿の知見をこれまでの筆者の研究と接合しておきたい。筆者の別稿での基準に従えば、コーンウォールの都市選挙区はいずれも中小の都市選挙区に分類される⁸⁴。また、これらの都市選挙区は、エリザベス治世期においては議席をパトロンに提供することで庇護を得る傾向が強かったが、地元出身者が選出される割合が初期ステュアート朝期に入ると高まっていったこと

が明らかになっている。本稿でその一端が示された都市選挙区の自律性は、こうしたマクロレベルでの分析結果を帰納的に補完するものであるといえよう。パトロネジの比較的均等な配分によって中央・地方の為政者たちを説得し、彼らの同意を取り付けた上で統治を遂行してゆくのがエリザベスの統治手法であった。しかし、初期ステュアート朝期にこの方策は上手く継承されず、とくに一六二〇年代にバッキンガム公爵への権力の集中が進むと、中央だけではなく地方においても不満は高まっていった。議会に關していえば、パトロンへの議席の提供で円滑化されていた地方と中央のコミュニケーションが機能不全に陥ったことで、貴族や有力ジェントリ、ないし政府といった上位者の指示に対して是々非々で対応する都市選挙区が増加していったのではないだろうか。こうした状況が、自分たちの地域を十分に理解している地元の人間を議員に選出しようという全体的な傾向の高まり、さらにはタリスカードで見られるような皇太子評議会による議員指名を受け入れるかどうかの自主的な判断などとなって表れていると考えられる。A・ウォールは、「近世イングランドのどのレベルの支配者も、協力を拒絶させるほど過大な圧力をかけずに、被支配者を国家あ

るいは地方の要求に従わせるといふジレンマに直面していた」と述べているが、こうした同意と説得にもとづく統治システムが限界に近づきつつあったことを、本稿で得られた知見は示していると思われる⁽⁸⁾。

註

- (1) テューダー朝期の議会に関する研究動向は、D.M. Dean, 'Revising the History of Tudor Parliaments', *Historical Journal* 32, 1989; N.L. Jones, 'Parliament and the Governance of Elizabethan England: A Review', *Albion* 19, 1987; 仲丸英起『空響——近世イギリスの議会と統治構造』(慶應義塾大学出版会、二〇一一年)、第一章などを参照。初期ステュアート朝期に関し、D.L. Smith, *The Stuart Parliaments 1603-1689*, London, 1999, ch. 1; R. Hutton, *Debates in Stuart History*, Basingstoke, 2004, ch. 1 などを参照。
- (2) J.E. Neale, *The Elizabethan House of Commons*, London, 1949; Id., *Elizabeth I and her Parliaments*, 2 vols., London, 1953, 1957; W. Notestein, 'The Winning of the Initiative by the House of Commons', *Proceedings of the British Academy* 11, 1924; G.R. Elton, 'Tudor Government: The Points of Contact. I, The Parliament', *Transaction of the Royal Historical Society*, 5th ser., 24, 1974; 'Parliament in the Sixteenth Century: Functions and Fortunes', *Historical Journal* 22, 1979; Id., *The Parli-*
- (3) *ment of England 1559-1581*, Cambridge, 1986; M.A.R. Graves, *The Tudor Parliaments, Crown and Lords and Commons, 1485-1603*, London, 1985.
- (4) J.H. Hexter, 'The Early Stuarts and Parliament: Old Hat and 'Nouvelle Vague'', *Parliamentary History* 1, 1982; D. Hirst, *The Representative of the People? : Voters and Voting in England under the early Stuarts*, Cambridge, 1975.
- (5) M.A. Kishlansky, *Parliamentary Selection: Social and political Choice in early modern England*, Cambridge, 1986.
- (6) J.K. Gruenfelder, *Influence in early Stuart Elections, 1604-1640*, Columbus, 1981.
- (7) 同時代の中央と地方の関係をめぐった代表的な研究として、A. Everitt, *The Community of Kent and the Great Rebellion*, Id., *Change in the Provinces: The Seventeenth Century*, Leicester, 1969; A.H. Smith, *County and Court: Government and Politics in Norfolk, 1558-1603*, Oxford, 1974; A.J. Fletcher, *Reform in the Provinces: The Government of Stuart England*, London, 1986; D. MacCulloch, *Suffolk and the Tudors: Politics and Religion in an English County 1500-1600*, Oxford, 1986 などを参照。詳細な研究動向については、C. Holmes, 'The County Community in Stuart Historiography', *Journal of British Studies* 19, 1980 などを清水祐司「ウィリアム・ランベールと地方・中央 (一)」『史学』(第六八巻第一・

二号、一九九九年)、後藤はる美「一六―一七世紀イングランドにおける地域社会と「国家」形成」『史学雑誌』(第一〇九編第一〇号、二〇〇〇年)などを参照。

(7) 詳細については、仲丸「名譽としての議席」第五章を参照。

(8) 詳細については、仲丸英起「近世イングランド下院議員による選挙区移動様態の時系列的変遷」(以下「時系列的変遷」)『西洋史学』(第一四八号、二〇一三年)を参照。

(9) S. T. Bindoff(ed.), *The History of Parliament: The House of Commons, 1510-1558*, 3 vols., London, 1982 (以下 *HP1*), i. p. 4. P. W. Hasler(ed.), *The History of Parliament: The House of Commons, 1558-1603*, 3 vols., London, 1981 (以下 *HP2*), i. Appendix I-X.

(10) なおH・クラークは「南西地域」(サザン・コーンウォール)においてはすでに一五世紀の時点で都市の規模における両極分解が進み、小規模な都市が外部勢力の影響下に置かれていった状況を明らかにしている。H. Kleineke 'The Widening Gap: The Practice of Parliamentary Borough Elections in Devon and Cornwall in the fifteenth Century', *Parliamentary History* 23, 2004.

(11) G. Haslam, 'The Duchy and Parliamentary Representation in Cornwall 1547-1660', *The Journal of the Royal Institution of Cornwall*, n.s. 8, 1989.

(12) J. Chynoweth, *Tudor Cornwall*, Stroud, 2002; A. Duffin, *Faction and Faith: Politics and Religion of the Cornish Gentry before the Civil War*, Exeter, 1996.

近世コーンウォールにおける議員選出

(13) 仲丸英起「近世コーンウォールにおける下院議員の選出様態——数量的分析」青木康編「議會制統治モデルの幻想——イギリス近世・近代史理解の批判的再検討(仮題)」(吉田書店、二〇一五年出版予定) 所収。

(14) 詳細については、仲丸「近世コーンウォールにおける下院議員の選出様態」第一節を参照。

(15) 同時代におけるコーンウォールの行政機構について、詳しくはChynoweth, *Ibid.*, chs. 7, 8, 11などを参照。

(16) 公領の行政組織については、G. Haslam, 'An administrative Study of the Duchy of Cornwall, 1500-1600', PhD. dissertation, Louisiana State University and Agricultural and Mechanical College, 1980を参照。

(17) スタナリに關しては、G. R. Lewis, *The Stannaries*, Cambridge, 1924; 水井万里子「イングランド南西部のスタナリ——近世産業の利益集団」『史苑』(第五五号第二卷、一九九五年)同「近世コーンウォール地域の政治状況・スタナリーズを中心に」『九州工業大学研究報告人文・社会科学』(第五八号、二〇一〇年)などを参照。

(18) シモン・ラッセルに關しては、D. Willen, *John Russell, first earl of Bedford, one of the king's men*, London, 1981; *HP1*, iii, pp. 234-236; D. Willen, John Russell, *Oxford Dictionary of Biography* (以下 *ODNB*) を、トーマス・ラッセルに關しては、*HP1*, iii, pp. 230-231; W. T. MacCaffrey, 'Francis Russell', *ODNB* を参照。

(19) ウォルター・ローリーに關しては、*HP2*, iii, pp. 273-276; A. Thrush (ed.), *The History of Parliament: The*

足である。

- (26) Hunneyball, *Ibid.*, p. 318.
 - (27) Duchy of Cornwall Office (以下 DCO と略記), 'Letters and Patents 1620-1', f. 39v; Gruenfelder, *Ibid.*, pp. 87-8; Kyle, *Ibid.*, pp. 608, 614; Hunneyball, *Ibid.*, pp. 318-319, 334.
 - (28) Hunneyball, *Ibid.*, pp. 318-319.
 - (29) Chynoweth, *Ibid.*, ch. 11.
 - (30) DCO, 'Letters and Patents 1620-1', f. 39v.
 - (31) 土地監督官は、小土地所有者が保有している所領の評価を後見・封土裁判所 (Court of Wards and Liveries) に委ね、官職者であり、港湾長官は公領に占められ、港に難破船に関する権利を監督する官職者である。Chynoweth, *Ibid.*, p. 202.
 - (32) Hunneyball, *Ibid.*, pp. 322-325.
 - (33) Kyle, *Ibid.*, pp. 611, 613-4.
 - (34) DCO, 'Prince Charles in Spain', ff. 33v-5, 37; Gruenfelder, *Ibid.*, pp. 89, 92-5; Hunneyball, *Ibid.*, pp. 326-327.
 - (35) Hunneyball, *Ibid.*, pp. 328-329.
 - (36) *HPT* III, ii, pp. 63-67.
 - (37) *HPT* III, ii, pp. 52-54, 57-58.
 - (38) Hunneyball, *Ibid.*, pp. 329-330.
 - (39) その後、一六四〇年の短期議会・長期議会では皇太子チャールズ(後のチャールズ二世)の評議会がコーンウォール公領で選挙干渉を行ったが、短期議会の選挙では割り当てられた選挙区で当選した候補者は一人のみ、長
- (20) ウィリアム・ハーバーンに關しては、V. Stater, 'William Herbert, ODNB' を参照。
 - (21) P. Croft, 'The parliamentary Installation of Henry, Prince Of Wales', *Historical Research* 65, 1992.
 - (22) 皇太子評議会が行った選挙干渉全般に關しては、Gruenfelder, *Ibid.*, pp. 85-97; C.R. Kyle, 'Prince Charles in the Parliaments of 1621 and 1624', *Historical Journal* 41, 1998; P.M. Hunneyball, 'Prince Charles's Council as Electoral Agent', *Parliamentary History* 23, 2004 を参照。特に本章の以下に内容が、Hunneyball, *Ibid.* に大ましく依拠している。
 - (23) 一六一四年の議会について、C. Russell, *The added Parliament of 1614: The Limits of Revision*, Reading, 1992 を参照。
 - (24) シモン・チェンバレンが氏名不詳の貴族に当った書簡の中で引用しているシモンズスの言葉。J. Nichols (ed.), *The Progress, Processions, and Magnificent Festivities of King James the First*, 4 vols., London, 1829, ii, p. 755.
 - (25) F. Bacon, 'Incidents of a Parliament' in Id., J. Spedding et al (eds.), *The Works of Sir Francis Bacon*, 14 vols., London, 1849, pp. 366-368, など「」内は筆者による補

期議会の選挙では当選者無し」という壊滅的な結果に終わった。ただし一六二〇年代とは政治状況が大きく変化しており、単純に比較するのは困難である。Gruntleider,

Ibid., pp. 184-185; Duffin, *Ibid.*, pp. 165-183.

- (40) V. A. Rowe, 'The Influence of the Earls of Pembroke on Parliamentary Elections 1625-41', *English Historical Review* 50, 1935.

- (41) Hunneyball, *Ibid.*, pp. 333-334.

- (42) ビド' リンスカームに関する基本的な情報については J. Allen, *History of the Borough of Liskerd and its Vicinity*, London, 1856, pp. 13-14, 16-17, 21-22, 55 を参照。

- (43) コイネージでは、採掘・選鉱・製錬を経て製品化されたすずに対して王権に税金を支払う工程であり、このコイネージを行う特権を有しているのがコイネージ・タウン(後のスタナリ・タウン)である。水井前掲論文、七八二頁参照。

- (44) F. E. Halliday (ed.), *Richard Carew of Antony*, London, 1963, p. 202.

- (45) ビルゲリッシュ・リポーター期については、*HPT* I, i, pp. 52-53 を参照。

- (46) *HPT* I, i, pp. 682-683, 709, 737, iii, pp. 90-91; *HPT* II, i, p. 640. またコヘンリッパムリッペン市長を務める。

- (47) *HPT* I, i, p. 407, iii, p. 478.

- (48) *HPT* I, ii, p. 202, iii, p. 217; *HPT* II, ii, p. 180.

- (49) *HPT* I, ii, p. 551.

- (50) *HPT* I, ii, pp. 214-215, 278.

近世コーンウォールにおける議員選出

- (15) *HPT* I, ii, p. 462.

- (16) *HPT* I, ii, pp. 631-633.

- (17) ビトエリサックス治世期については、*HPT* II, i, pp. 129-130 を参照。

- (18) *HPT* I, i, p. 508; *HPT* II, i, p. 490, iii, pp. 1-2, 596-597.

- (19) *HPT* I, ii, pp. 609, 682-683; *HPT* II, i, pp. 603-604, 640, iii, pp. 58-59.

- (20) *HPT* I, ii, p. 81; *HPT* II, ii, pp. 29-30, 74-75, iii, pp. 122-124, 524-526, 655.

- (21) *HPT* II, ii, pp. 75, 460-462.

- (22) *HPT* II, ii, pp. 372, 379.

- (23) ビト初期スエドホルム朝期全般については、*HPT* III, ii, pp. 60-62 を参照。

- (24) *HPT* II, ii, pp. 397-398; *HPT* III, v, pp. 20-23.

- (25) *HPT* II, iii, pp. 132-133; *HPT* III, v, pp. 517-518.

- (26) *HPT* II, iii, pp. 525-526; *HPT* III, vi, pp. 560-561.

- (27) *HPT* II, ii, p. 198.

- (28) *HPT* III, iv, pp. 560-562.

- (29) The National Archives (ビル TNA), E123/29, ff. 197v, 315v; E124/1, f. 347v; 124/2, f. 252v; 124/4, f. 110v; 124/5, f. 45; E126/1, f87.

- (30) TNA, E124/3, f. 51v; STAC 8/164/10; 8/168/23; C 2/JasI/L7/35.

- (31) TNA, STAC 8/168/23.

- (32) TNA, STAC 8/181/6.

- (33) コヘンタは、一五八六年から婚姻契約違反で訴えられ

ていたジョアン・ハートという裕福な女性に法律家として雇われていた。ハートは訴訟が終結した暁にはコノックと結婚することに同意し、一五八九年六月に正式に婚姻契約を締結したが、その約半年後に秘密裏にハリスと結婚した。この件をめぐる、コノックとハリスは互いを星室裁判所に告訴している。TNA, STAC 5/C2/15; 5/C36; 15/H44/32; 5/H54/9; *HPT* III, iii, pp. 630-633.

(70) TNA, STAC 8/164/10.

(71) *HPT* III, iv, pp. 376-386.

(72) DCO, Letters and Warrants 1615-19, ff. 3v-4, 39v-40; TNA, E134/20[asl/East]3.

(73) *HPT* III, iii, pp. 560-597.

(74) *HPT* III, iv, p. 624.

(75) *HPT* III, iii, pp. 758-759.

(76) *HPT* III, vi, p. 857.

(77) *HPT* III, iii, pp. 677-685; Duffin, *Ibid.* ch. 3.

(78) *HPT* III, vi, pp. 878-879.

(79) *HPT* III, vi, pp. 442-444.

(80) *HPT* III, iv, pp. 563-565.

(81) 一六二六年以降、民兵隊改革問題がコーンウォール内の派閥抗争における一大争点となっており、この改革に消極的であったコーントンにハリスは同調していた。*HPT* III, iv, p. 564; Duffin, *Ibid.* p. 121.

(82) *HPT* III, ii, pp. 55-57.

(83) *HPT* III, ii, pp. 69-71. これ以降、有権者数など選挙制度に明確な規定がなかったために、ヴァイアンダーが自

身の権限のみにもとづいて議員を選出するようになった。そのため、一六二六年や一六二八年の選挙では三名以上の当選証書が同時に作成されるなど、大きな混乱を招いた。

(84) 拙稿「時系列的変遷」第二節を参照。

(85) ただし、一六二〇年代後半のリスカードに見られるように、パトロンを通じた中央と地方との関係が完全に無効化されたわけではない。こうした関係を結ぶかどうかということそれ自体が自治体の選択肢の一つになっていったと考えるのが妥当であろう。

また、同じくリスカードに見られるように、地元的人物が選出されたのは、地域の中央における代弁者として適当な候補者を選択した結果ではなく、ごく狭い地方政治における派閥争いの結果であった——ある意味エリザベス治世期以上にローカルに閉じてしまった——事例も数多く存在すると思われる。

(86) A. Wall, *Power and Protest in England 1525-1640*, London, 2000, p. 181. oughとウォールは、支配者側・被支配者側双方が武力を用いた抑圧・抵抗を行わざるを得なくなるほど状況が逼迫するのは、少なくとも一六三〇年代に入ってからであるとしている。

【付記】

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C))課題番号 23520912 および研究活動スタート支援 課題番号 26884066)による成果の一部である。